

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	河川清流課

契約業者名・住所	株式会社トヨタレンタリース千葉 代表取締役 勝又 広樹 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
工事等の名称	軽貨物自動車賃貸借契約（長期継続契約）その 1
工事等の場所	松戸市根本 387 番地の 5
種 別	賃貸借
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで
契約金額	月額 21,120 円
工事等の概要	軽貨物自動車（排気量 660 cc）の賃貸借
随意契約の理由	現在の軽貨物自動車の契約が令和 8 年 5 月 31 日をもってリース期間が満了することに伴い、再リース契約と新規リース契約を比較したところ、再リース契約の方が安価で契約できると思料されることから、再リース契約を実施するものです。 以上理由により、当該業務については、原契約者である上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により、随意契約とするものです。